

練馬区立男女共同参画センター区民企画講座事業実施要綱

平成21年6月10日

21練総人第92号

(目的)

第1条 男女共同参画の実現に資する「区民企画講座」(以下「講座」という。)を実施することにより、地域社会に男女共同参画に関するネットワークを広げ、地域の人材を育成することを目的とする。

(事業の実施方法)

第2条 練馬区長(以下「区長」という。)は、前条の目的を達成するため、男女共同参画に関する活動に取り組む団体(以下「団体」という。)に、練馬区立男女共同参画センター(以下「男女共同参画センター」という。)で実施する講座を委託する。

(委託団体)

第3条 前条の規定により、講座の実施を委託できる団体(以下「委託団体」という。)は、つぎの条件を満たさなければならない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗に反しないこと。
- (2) 継続的かつ計画的な活動計画をもった団体であること。
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 代表者が区内に在住し、在勤し、または在学する者(以下「区民等」という。)であること。
- (5) 主に練馬区内で活動する団体であること。
- (6) 団体の収支が、予算、決算等で適正に処理されていること。

(委託団体の公募)

第4条 区長は、前条に規定する委託団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募の実施方法については、別に定める。

(講座の内容)

第5条 委託団体が実施する講座は、1回につきおおむね2時間、区民等を対象とし、つぎのとおりとする。

- (1) 男女平等意識を育む講座

- (2) 仕事と子育てまたは介護との両立に関する講座
 - (3) 女性の健康に関する講座
 - (4) 女性のライフプランに関する講座
 - (5) 男性の家事、育児、介護等への参加促進に関する講座
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）で認める講座
- （講座の条件）

第6条 委託団体が企画・実施する講座は、つぎの条件を満たさなければならない。

- (1) 第1条に規定する目的にかなう講座であること。
- (2) 前条に規定する講座の内容を満たすこと。
- (3) 事前の準備から終了後の整理までを、全て団体の責任で行うこと。
- (4) 会場は、男女共同参画センターとすること。
- (5) 安全に十分配慮し、危険が予想されるときは、傷害保険に加入すること。
- (6) 食品を取り扱うときは、衛生面について十分に配慮すること。
- (7) 講座実施に伴い知り得た個人情報は、講座実施の目的以外には利用しないこと、また、その保護について十分に注意すること。
- (8) 団体の構成員以外にも広く周知し、参加者を公募すること。
- (9) 参加者の公募に当たっては、事前申込みを原則とすること。
- (10) 講座の情報について、練馬区のホームページおよび男女共同参画センターが発行する情報紙に掲載が可能であること。
- (11) 1回の開催で参加者がおおむね20人以上を見込める内容であること。
- (12) 公の秩序または善良の風俗に反しないこと。
- (13) 政治活動、宗教活動および営利活動を目的としないこと。
- (14) 特定の団体や個人に対して、賛成または反対を行うものでないこと。
- (15) 特定の団体や組織が認定または実施する資格取得講習会や指導者育成講習会でないこと。
- (16) 特定の団体や組織または別の講座や講習会への勧誘を主な目的としない

こと。

(17) その他、公正および中立な内容であること。

2 区長は、第4条第1項に規定する公募による委託団体でないときまたは特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより前項の条件を変更することができる。

(委託料)

第7条 同一年度内に1団体に支払う委託料の額は、つぎのとおりとする。

(1) 実施する講座の内容に応じて、1件の講座につき10,000円または20,000円とし、全ての講座の合計額が40,000円を超えないものとする。

(2) 保育室の設置については、保育を担当する者(以下「保育者」という。)への謝金、保育室運営経費として、1件の講座につき6,500円の保育料を加算することができる。

2 区長は、第4条に規定する公募による委託団体でないときまたは特別な事情があると認められるときは、前項の委託料の額を変更することができる。

(参加費)

第8条 講座を実施する団体は、教材費、保険料、謝金の一部等、参加者の受益に係る費用を徴収することができる。

2 参加者1人当たりの徴収額は500円までとする。

(講座の実施申請)

第9条 講座の実施を希望する団体は、実施申請書(第1号様式)により、指定された期日までに区長に申請しなければならない。

(委託の決定)

第10条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、運営委員会で内容を審査のうえ、適正と認められるときは予算の範囲内で委託する団体を決定し、決定通知書(第2号様式)により、決定した団体に通知する。

(委託契約)

第11条 前条の規定により、委託を決定された団体は、速やかに区長との間で講座の実施についての委託契約を締結しなければならない。

(講座の開催期間)

第12条 前条の規定により、委託契約を締結した団体は、区長が指定する期間内に講座を実施しなければならない。

(講座の開催回数)

第13条 1件の講座において、内容が同一の場合または連続する内容の場合は、異なる日時に複数回の講座を開催することができる。

(決定の取消し)

第14条 区長は、第6条第1項に規定する講座の条件を満たさなくなったと判断したとき、または第9条に規定する実施申請が虚偽であることが判明したときは、第10条に規定する委託の決定を取り消すことができる。

(委託契約の変更および取消し)

第15条 委託団体は、第11条に規定する委託契約締結後に契約内容を変更するときは、直ちに区長に報告し、指示に従わなければならない。

2 委託団体が、正当な理由がなく契約内容に違反したときは、区長は、当該委託契約を取り消し、制限し、または停止することができる。

(実施計画書の提出)

第16条 委託団体は、実施する講座について指定された期日までに実施計画書(第3号様式)に必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 委託団体は、前項の規定にかかわらず、区長が認めるときは、実施計画書の提出を省略することができる。

(実施計画書の変更)

第17条 委託団体は、前条により提出された実施計画書を変更する必要があるときは、直ちに区長に報告し、指示に従わなければならない。

(実施報告書の提出)

第18条 委託団体は、講座を終了してから2週間以内に実施報告書(第4号様式)に必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(委託料の支払い)

第19条 区長は、前条の規定により提出された実施報告書が適正と認められるときは、委託団体からの請求に基づいて委託料を支払うものとする。

(保育室)

第20条 委託団体が講座を実施するときは、保育室を設置し、つぎの条件を満たさなければならない。

- (1) 保育室の利用者（以下「保育利用者」という。）は、講座の参加者が養育する原則として満1歳以上小学校就学前の乳幼児であること。
- (2) 保育者を1名以上配置し、保育利用者の人数に応じて増員すること。
- (3) 保育室の開設時間は、講座の実施時間の前後に準備および片付けの時間を確保すること。
- (4) 保育室の運営に当たり、保育者と委託団体担当者間で事前に打合せ等を行うこと。

（調査および指導・助言）

第21条 区長は、委託団体に対して、必要に応じて講座に関する事項について、調査し、指導し、または助言することができる。

（指定管理者への適用）

第22条 練馬区立男女共同参画センター条例（昭和61年12月練馬区条例第47号）第20条第1号に規定する業務として、指定管理者がこの要綱に定める事務を行うときは、この要綱の規定中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

付 則

（省略）